

# 広島市安全なまちづくり 平成30年度行動計画実施結果

- I 第3次広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画に掲げた施策目標と  
刑法犯認知件数の状況..... P 1
- II 広島市安全なまちづくり平成30年度行動計画実施結果の体系 ..... P 4
- III 広島市安全なまちづくり平成30年度行動計画実施結果 ..... P 7
  - 1 防犯意識の高いひとづくり ..... (P 7)
  - 2 防犯力の高い地域づくり ..... (P12)
  - 3 犯罪の起こりにくい環境づくり ..... (P16)
  - 4 犯罪被害者等への支援体制づくり ..... (P18)
  - 重点的な取組 ..... (P20)



# Ⅰ 第3次広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画に掲げた施策目標と刑法犯認知件数の状況

## (1) 基本計画に掲げた施策目標

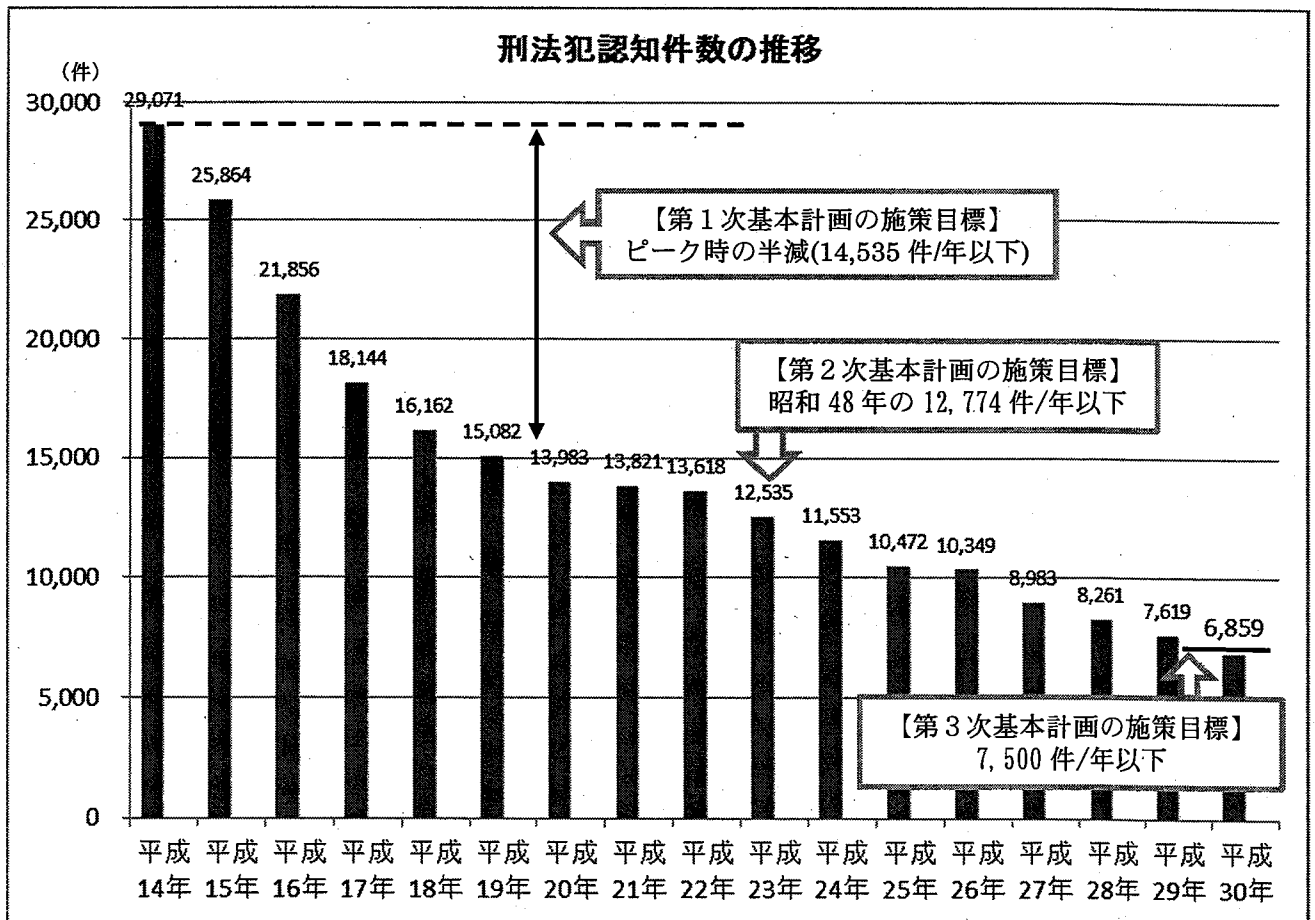
第3次広島市安全なまちづくりの推進に関する基本計画(平成28年3月策定)において、次のような施策目標を掲げて、各施策に取り組んできました。

- 刑法犯認知件数を、7,500件/年以下とする。
- 「体感治安が5年前と比べて良くなった」と感じる市民の割合を、25%以上とする。

刑法犯認知件数を平成22年～26年の減少率(約25%)と同等以上を減少させ、7,500件/年以下とし、「体感治安が5年前と比べて良くなった」と感じる市民の割合を、平成26年の倍増を目指し25%以上とします。

## (2) 刑法犯認知件数の推移

平成30年の刑法犯認知件数は6,859件となっており、第3次基本計画の施策目標である7,500件/年を下回りました。減少の比率で見ると、第3次計画策定時の平成26年と比較して、33.7%の減少率となっています。また、直近となる平成29年から平成30年の減少率は10.0%と、緩やかながらも減少を続けております。



(3) 各区の刑法犯認知件数の状況

平成30年は、ピーク時の平成14年に比べて75%以上減少しています。

各区の刑法犯認知件数の状況

区分	平成14年	平成30年	増減数	増減率	人口千人当たりの 刑法犯認知件数
中区	7,344	2,057	▲ 5,287	▲ 72.0 %	14.66
東区	2,315	501	▲ 1,814	▲ 78.4 %	4.18
南区	4,394	1,148	▲ 3,246	▲ 73.9 %	7.97
西区	4,519	1,110	▲ 3,409	▲ 75.4 %	5.80
安佐南区	4,622	968	▲ 3,654	▲ 79.1 %	3.93
安佐北区	2,151	468	▲ 1,683	▲ 78.2 %	3.31
安芸区	1,158	177	▲ 981	▲ 84.7 %	2.25
佐伯区	2,568	430	▲ 2,138	▲ 83.3 %	3.12
全市	29,071	6,859	▲ 22,212	▲ 76.4 %	5.72

対平成14年比で減少率の高い順 ⇒ 安芸区、佐伯区、安佐南区、東区、安佐北区、西区、南区、中区

※人口千人当たりの刑法犯認知件数における人口は、平成30年12月1日現在推計値を使用

(4) 身近な犯罪の認知件数の状況

平成30年の刑法犯認知件数のうち、ほぼ半数の48.5%が、自転車盗や侵入窃盗など市民が日常的に被害に遭う可能性の高い身近な犯罪(※)です。本市では刑法犯認知件数を減少させるためには、こうした身近な犯罪の認知件数の減少を図ることが重要であると考え、第3次基本計画では重点的に取り組んでいきます。

身近な犯罪の認知件数の状況

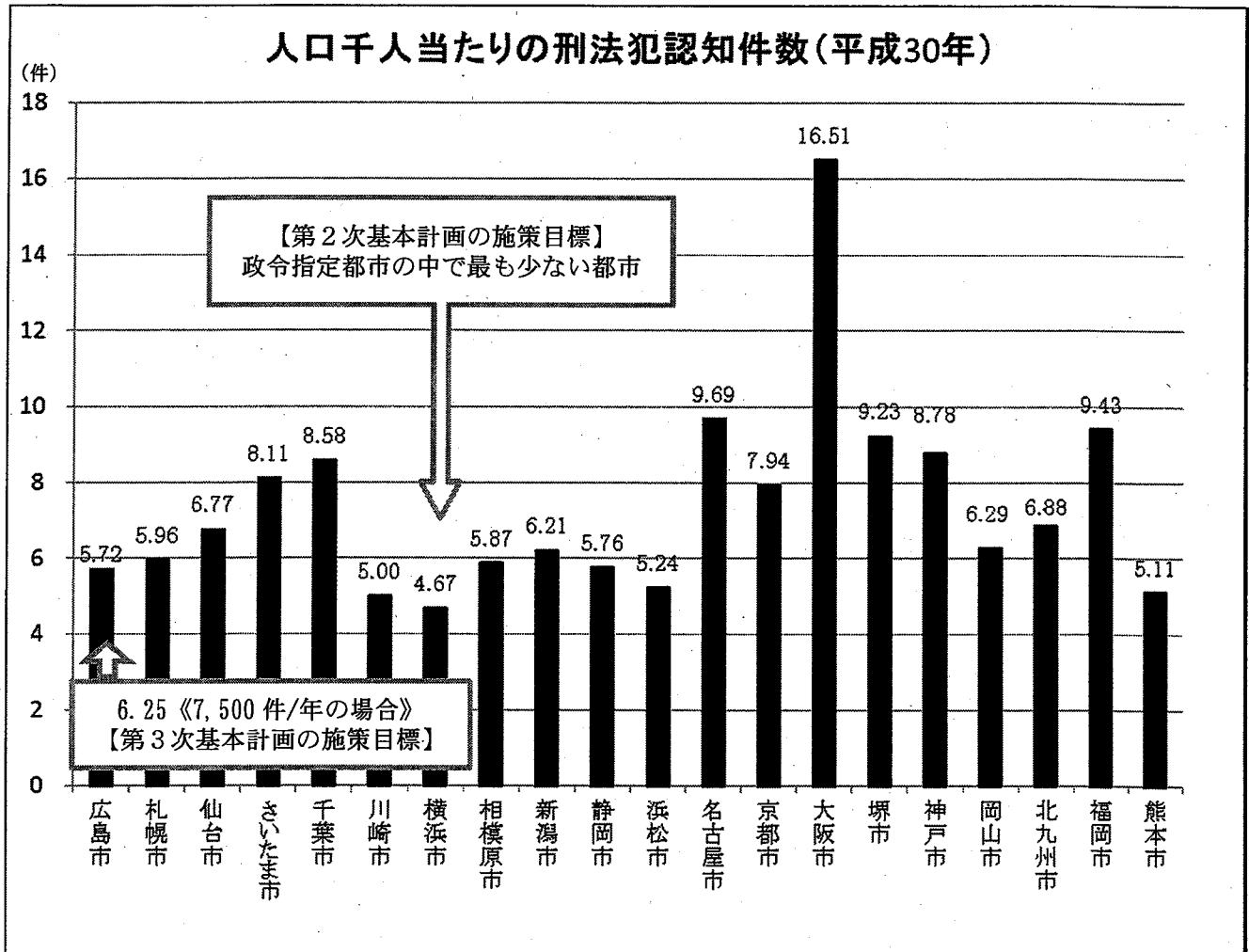
区分	平成14年	平成30年	増減数	増減率
乗り物盗	9,195	1,863	▲ 7,332	▲ 79.7%
自動車盗	179	14	▲ 165	▲ 92.2%
オートバイ盗	2,791	68	▲ 2,723	▲ 97.6%
自転車盗	6,225	1,781	▲ 4,444	▲ 71.4%
街頭犯罪	8,629	956	▲ 7,673	▲ 88.9%
路上強盗	12	3	▲ 9	▲ 75.0%
ひったくり	608	9	▲ 599	▲ 98.5%
恐喝	235	11	▲ 224	▲ 95.3%
車上ねらい	1,985	218	▲ 1,767	▲ 89.0%
自動販売機ねらい	3,046	13	▲ 3,033	▲ 99.6%
器物損壊	2,743	702	▲ 2,041	▲ 74.4%
侵入強・窃盗	3,424	507	▲ 2,917	▲ 85.2%
侵入強盗	17	4	▲ 13	▲ 76.5%
侵入窃盗	3,109	374	▲ 2,735	▲ 88.0%
住居侵入	298	129	▲ 169	▲ 56.7%
総数	21,248	3,326	▲ 17,922	▲ 84.3%
刑法犯認知件数に占める割合	73.1%	48.5%	-	-

※ 身近な犯罪  
市民の身近で発生しやすい犯罪である乗り物盗、街頭犯罪、侵入強・窃盗

(5) 人口千人当たりの刑法犯認知件数の政令指定都市比較 (平成 30 年)

本市の人口千人当たりの刑法犯認知件数は、5.72 件(平成 29 年 : 6.29 件)となっており、20 政令指定都市中、少ないほうから 5 番目となっています。

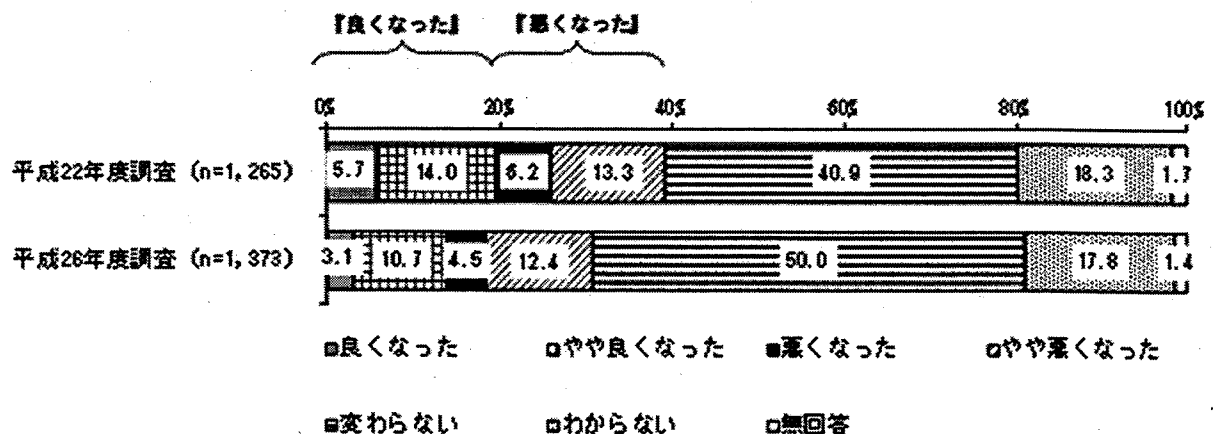
なお、最も少ない都市は、横浜市の 4.67 件、最も多い都市は、大阪市の 16.51 件です。



※平成 30 年 12 月 1 日現在の推計人口で算出

(6) 「体感治安が5年前と比べて良くなった」と感じる市民の割合

平成22年調査において19.7%であったものが、平成26年には13.8%に減少しています。次回調査は今年度を予定していますが、平成22年を上回る水準で、平成26年の倍増となる25%以上を目標としています。



## II 広島市安全なまちづくり平成30年度行動計画の体系

### 行動理念

自分たちのまちは、自分たちで創り、守る。

(基本方針)

#### 1 防犯意識の高いひとづくり

(基本施策)

##### (1) 防犯意識を高める支援活動の推進

- 市広報紙・広報番組を活用した啓発
- ホームページ、リーフレット等を活用した啓発
- 防犯講習会の開催
- 市政出前講座を通じた啓発
- 「減らそう犯罪」区民大会の開催
- 子ども防犯クイズによる啓発
- 全国地域安全運動の推進
- 消費者力向上キャンペーン事業
- 消費生活出前講座等の開催
- 消費生活サポーター養成講座の開催
- 小学生向け夏休み研究学習会の開催
- 成人向けの消費者教育講習会
- 自転車盗難防止対策
- サイバー犯罪防止のための啓発
- 非行少年対策活動ボランティアの活動
- 地域学校安全指導員による巡回指導
- こども家庭相談コーナー
- 児童虐待防止対策事業
- 児童の非行等の相談活動
- 防犯及び防犯活動に関する相談体制の充実

##### (2) 防犯力を高める情報発信の充実

- 防災情報メールによる不審者情報の提供
- 学校・保育園等へのメール等による不審者情報の提供
- 防災行政無線等による危機に関する緊急情報の発信
- 多様な広報媒体を活用したタイムリーな情報発信

##### (3) 高齢者・子ども・女性等の防犯力の強化

- 「子ども安全の日」事業の実施
- 学校・保育園等における防犯教室の充実
- 「こども110番の家」等の周知徹底
- 安全意識啓発マップづくり
- 防犯ブザーの支給等
- 学校事務室の体制強化
- 電子メディアの適正利用の周知
- 青少年の健全育成のための取組
- 規範性をはぐくむための取組
- 子供向けイベントへの参画・出展による消費者教育
- 防犯講習会の開催（再掲）
- 市政出前講座を通じた啓発（再掲）

P 関係課等

- 7 広報課、市民安全推進課、消費生活センターほか
- 7 市民安全推進課、消費生活センター、健康教育課
- 7 市民安全推進課、地域起こし推進課
- 7 市民安全推進課、地域起こし推進課
- 7 地域起こし推進課
- 7 市民安全推進課、地域起こし推進課
- 8 市民安全推進課、地域起こし推進課
- 8 消費生活センター
- 8 消費生活センター
- 8 消費生活センター
- 8 消費生活センター
- 8 市民安全推進課、地域起こし推進課
- 9 情報政策課、生涯学習課
- 9 育成課
- 9 健康教育課
- 9 こども・家庭支援課
- 9 児童相談所、こども・家庭支援課
- 9 児童相談所
- 9 市民安全推進課、地域起こし推進課
- 10 市民安全推進課
- 10 保育指導課、放課後対策課、健康教育課
- 10 市民安全推進課、地域起こし推進課
- 10 市民安全推進課、男女共同参画課ほか
- 10 健康教育課
- 10 保育指導課、健康教育課、教育センター
- 10 育成課、健康教育課、各工事発注関係課
- 10 健康教育課
- 10 健康教育課
- 11 教職員課
- 11 育成課
- 11 育成課
- 11 市民安全推進課
- 11 消費生活センター
- 11 市民安全推進課、地域起こし推進課
- 11 市民安全推進課、地域起こし推進課

## 2 防犯力の高い地域づくり

### (1) 自主的・持続的なエリアマネジメントと防犯活動の推進

- 「こども110番の家」の登録の促進 12 育成課
- 見守り活動参加者10万人の確保 12 雇用推進課、健康教育課
- 住民の日常生活に組み込まれた見守り活動の充実 12 健康教育課
- 公園・遊び場等での民間企業等の見守り活動への参加促進 12 緑政課、地域起こし推進課、維持管理課
- 「減らそう犯罪」における子どもの見守り活動への大学生等の参加 12 安佐南区地域起こし推進課
- 公用車や公用バイク等による巡回 13 健康教育課、地域起こし推進課、業務第一課、各環境事業所
- 地域ぐるみの不審者侵入対策の充実 13 保育指導課
- 通学路の安全点検及び安全点検マップの作成 13 健康教育課、地域起こし推進課
- 安全な登下校対策の推進 13 健康教育課

### (2) 地域防犯活動への支援

- 安全なまちづくり功労表彰 13 市民安全推進課、健康教育課、地域起こし推進課
- 防犯リーダー等の人材育成への支援 13 市民安全推進課、地域起こし推進課
- 青少年による自主防犯活動等の健全育成・支援 14 地域起こし推進課
- 青少年の非行防止・犯罪防止や更生等を図るための事業補助 14 育成課
- 青少年居場所づくり地域活動の支援 14 育成課
- 電子メディア・インストラクターの養成及び活動支援 15 育成課
- 自主防犯パトロール隊への資機材の提供 15 市民安全推進課
- 地域安全活動事業補助 15 市民安全推進課、地域起こし推進課
- 地域防犯カメラ設置補助 15 市民安全推進課、地域起こし推進課
- 暴力追放団体補助 15 市民安全推進課
- 落書き防止に対する地域活動の支援 15 市民活動推進課、地域起こし推進課
- 市民活動保険制度 15 市民活動推進課

### (3) 地域防犯ネットワークの形成

- 地域ポータルサイト「こむねっとひろしま」を活用した防犯情報の共有 15 市民活動推進課
- 情報発信ネットワーク網の活用 15 市民安全推進課、地域起こし推進課
- 高齢者を対象とした安全情報提供ネットワークの運営 15 高齢福祉課、地域包括ケア推進課
- 認知症高齢者等の支援に係る広島県警察本部と広島市の相互連携 16 地域包括ケア推進課
- 各区における地域団体等との連携強化 16 地域起こし推進課
- コンビニエンスストアとの連携強化 16 市民安全推進課
- 学校と関係機関等との連携強化 16 健康教育課、地域起こし推進課
- 非行防止連携 16 育成課

## 3 犯罪の起こりにくい環境づくり

### (1) 犯罪防止に配慮した公共施設の整備等

- 防犯灯・公園灯の整備等 16 公園整備課、道路課、維持管理課ほか
- 防犯カメラ・防犯機器等の整備 16 各課
- 通学路の整備 17 道路課、健康教育課、維持管理課ほか

### (2) 市民・事業者による環境整備等の促進

- 一家一事業所一点灯運動の推進 17 市民安全推進課、地域起こし推進課
- 防犯性能の高い建物部品の普及啓発 17 市民安全推進課
- 商店街振興事業補助（地域商業自立促進事業費補助金） 17 商業振興課
- 都心居住ガイドの普及 17 住宅政策課
- 街路灯設置補助 17 道路管理課
- 私道整備補助（通学路の整備補助） 17 道路管理課

**(3) 繁華街等地域に応じた環境改善**

- 繁華街における安全・安心な環境づくり 17 市民安全推進課
- 放置自転車対策 18 自転車都市づくり推進課、維持管理課ほか
- まちぐるみ非行防止活動 18 育成課、地域起こし推進課
- 暴力団排除活動の推進 18 市民安全推進課

**4 犯罪被害者等への支援体制づくり**

**(1) 支援活動の拡充**

- 暴力被害相談 18 市民安全推進課
- 配偶者等からの暴力被害相談 18 男女共同参画課
- 犯罪被害者等総合相談 18 市民安全推進課
- 公益社団法人広島被害者支援センターへの活動支援 18 市民安全推進課
- 市営住宅の入居等に関する支援 19 住宅政策課
- 広島市DV対策関係機関連絡会議 19 男女共同参画課
- DV防止啓発リーフレット等の配布 19 男女共同参画課
- 職員DV防止研修の実施 19 男女共同参画課
- 民間シェルター支援 19 男女共同参画課
- 被害発生時におけるワンストップ対応の実施 19 市民安全推進課、関係課

**(2) 市民の理解の増進**

- 市民の理解及び配慮・協力の促進 19 市民安全推進課

**重点的な取組（各局各課共通課題）**

各局各課共通課題

**(1) 身近な犯罪等（自転車盗・万引き）や子ども・女性への犯罪の抑止**

- ① 身近な犯罪等（自転車盗・万引き） 20
- 少年サポートセンターひろしまの運営 20 育成課
- 自転車の施錠の徹底 20 市民安全推進課、自転車都市づくり推進課
- 万引きされない店舗づくりの推進 20 市民安全推進課
- ② 子ども・女性 20
- 被害に遭いやすい世代・対象への不審者情報の提供 20 市民安全推進課
- 対象者を特化した防犯講習会の開催 20 市民安全推進課、地域起こし推進課

**(2) 特殊詐欺被害の抑止**

- 特殊詐欺撲滅キャンペーンの実施 20 市民安全推進課
- 金融機関等における特殊詐欺対策 20 市民安全推進課
- 高齢者を対象とした特殊詐欺対策 20 市民安全推進課
- 高齢者等の消費者被害防止対策講座の開催 20 消費生活センター
- 高齢者への消費生活相談周知事業 20 消費生活センター
- 消費生活協力団体育成のための見守り講座 21 消費生活センター
- 配食サービスを利用した高齢者への情報提供事業 21 消費生活センター
- 食材配達サービスを利用した消費者への情報提供事業 21 消費生活センター
- 消費者安全確保地域協議会の設置 21 消費生活センター

**(3) 自主的・持続的にエリアマネジメントを実行する仕組みの構築**

- 若い世代の地域防犯活動団体への参画促進 21 全課
- 地域の安全に貢献する企業づくりの推進 21 全課
- あいさつ運動の推進 21 市民安全推進課、地域起こし推進課



### III 広島市安全なまちづくり平成30年度行動計画実施結果

#### 1 防犯意識の高いひとづくり

##### (1) 防犯意識を高める支援活動の推進

事業名	事業の内容等	実施結果	関係課等
1 市広報紙・広報番組を活用した啓発	市広報紙「ひろしま市民と市政」や区広報紙、広報番組などを有効に活用し、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに向けた市民等の意識啓発を行う。	<p>広報課・市民安全推進課・消費生活センター： 市広報紙「ひろしま市民と市政」において、振り込め詐欺などの特殊詐欺の注意喚起の啓発記事等を掲載（1回）。また、テレビ広報番組（生活情報番組）で、特殊詐欺、空き巣被害に関する注意喚起などをテーマに放送（4回）</p> <p>中区：市広報紙「ひろしま市民と市政」において、市中心部における落書き防止活動の状況を伝えるとともに、落書き防止に対する啓発や支援制度を紹介</p> <p>東区：区広報紙「区報ひがし」12月号において、減らそう犯罪東区民大会の開催記事を掲載</p> <p>南区：区広報紙「南区だより」12月号において、南区安全・安心なまちづくりフェスティバルの開催記事を掲載</p> <p>西区：区広報紙「西区民だより」2月1日号において、減らそう犯罪西区民大会の開催記事を掲載</p> <p>安佐南区：「区報あさみなみ」10月号において、減らそう犯罪安佐南区民大会の開催記事を掲載</p> <p>安佐北区：12月1日号のひろしま市民と市政安佐北区版に「安全・安心なまちづくり安佐北区民大会」の開催記事を掲載</p> <p>佐伯区：区広報紙「佐伯区だより」9月号において、特殊詐欺に対する注意喚起の記事を、12月号において「安全・安心なまちづくり 佐伯区民の集い」の開催記事を掲載</p>	企画総務局広報課 市民局市民安全推進課 市民局消費生活センター 各区地域起こし推進課 ほか
2 ホームページ、リーフレット等を活用した啓発	市が開設したホームページや関係課が発行するリーフレット等により防犯意識啓発、不審者情報や犯罪事例の周知及び注意喚起を行う。主なものは次のとおり。 【ホームページ】 ・「安全・安心なまちづくり」 ・「みんなで守ろう 子どもの安全」 ・「消費生活の緊急情報」 【リーフレット等】 ・「犯罪にあわないための安全・安心ガイド」 ・くらしの情報紙「知っ得なっとく」 ・小・中学生の消費者トラブル予防のための啓発チラシの配付（市立の全小中学校に配付）	<p>市民安全推進課：「減らそう犯罪」区民大会等で「安全・安心ガイド」を配布</p> <p>健康教育課：平成30年度広島市安全なまちづくり功労表彰を受賞した個人及び団体を紹介</p> <p>消費生活センター： ・ホームページで相談の多い悪質商法等の注意喚起を実施 ・くらしの情報紙「知っ得なっとく」において、消費者トラブルの最新の相談事例等を掲載（年3回発行（5月、9月、2月発行）） ・小・中学生の消費者トラブル予防のための啓発チラシを配付（市内の小・中学校に配付）</p>	市民局市民安全推進課 市民局消費生活センター 教育委員会健康教育課
3 防犯講習会の開催	地域住民が地域や自らの安全を確保するための知識や技能の習得を目的として、全公民館で防犯講習会を開催する。	<p>中区：4公民館で開催</p> <p>東区：7公民館で開催</p> <p>南区：7公民館で開催</p> <p>西区：7公民館で開催</p> <p>安佐南区：10公民館、1集会所で開催</p> <p>安佐北区：10公民館、1集会所で開催</p> <p>安芸区：5公民館で開催</p> <p>佐伯区：19公民館で開催</p>	市民局市民安全推進課 各区地域起こし推進課
4 市政出前講座を通じた啓発	市政出前講座「安全・安心なまちづくり」や「犯罪被害にあわないために」により、町内会等各種団体からの要請に応じて、市職員が講師として出向き、防犯に関する話を分かりやすく行うことで、市民意識の啓発を図る。	市民安全推進課：12か所で開催	市民局市民安全推進課 各区地域起こし推進課
5 「減らそう犯罪」区民大会の開催	全区において「減らそう犯罪」区民大会を開催し、防犯意識の高揚と地域の連帯感の創出を図っていく。 8月から翌年2月の間に、各区毎に1回ずつ開催	<p>中区：2月23日（土） JMSアステールプラザ</p> <p>東区：12月1日（土） 東区民文化センター</p> <p>南区：12月8日（土） 広島産業会館東展示館</p> <p>西区：2月9日（土） 西区民文化センター</p> <p>安佐南区：10月13日（土） 安佐南区民文化センター</p> <p>安佐北区：12月2日（日） 安佐北区民文化センター</p> <p>安芸区：開催見合わせ</p> <p>佐伯区：12月8日（土） 佐伯区民文化センター</p>	各区地域起こし推進課
6 子ども防犯クイズによる啓発	各区で開催される区民まつり等のイベントでの意識啓発のため、子ども防犯クイズを実施し、回答者に防犯グッズ（防犯用ライト等）を提供する。	市民安全推進課：「南区安全・安心なまちづくりフェスティバル」にて実施 佐伯区：11月11日（日）、区民まつりにて実施	市民局市民安全推進課 各区地域起こし推進課

7 全国地域安全運動の推進	「全国地域安全運動」期間中(10月)に、街頭キャンペーンなどの啓発活動を通じて、広く市民等への周知と注意喚起を図る。	<p>市民安全推進課：10月1日(月)、広島駅南口において広島県警と共催で全国地域安全運動及び特殊詐欺被害防止の街頭キャンペーン(啓発チラシ等の配布)を実施</p> <p>市民安全推進課・中区：10月15日(月)、中区本通りにおいて広島県警と共催で減らそう犯罪・全国地域防犯運動街頭パレードを実施</p> <p>南区：11月11日(日)、交通安全・防犯意識の向上を図るため比治山学区で実施された「地域安全大会・安全パレード」に参加し、地域住民や広島南警察署等とともに地域を巡回</p> <p>西区：10月12日(金)、レクトにおいて広島西警察署及び広島西防犯連合会と共催で全国地域安全運動決起集会・街頭キャンペーンを実施</p> <p>安佐南区：期間中、安佐南防犯組合連合会と連携し、フジグラン緑井店5階ギャラリー場において中高生から募集した防犯ポスター228点を展示(10/4~18)。また、街頭において自転車マナーアップ活動を実施した(10/2、区内3か所)</p> <p>安佐北区：10月7日(日)、安佐北区民文化センターにおいて「青少年ふれあいコンサート～減らそう犯罪おさきた～」を安佐北警察署管内少年補導協同員連絡協議会、安佐北警察署等と実行委員会を結成し、開催</p> <p>安芸区：(豪雨被災の影響により、例年のイベント開催を見送り)</p> <p>佐伯区：10月10日(水)、佐伯警察署で開催された地域安全運動決起集会へ参加。その後青色回転灯装備車で各地区の防犯パトロールを実施</p>	市民局市民安全推進課 各区地域起こし推進課
8 消費者力向上キャンペーン事業	<p>「消費者力向上」をキーワードに、消費者月間の5月を中心に、消費者意識の啓発を図るためのキャンペーン事業を集中的に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>弁護士相談会の開催</li> <li>街頭啓発活動(啓発用チラシ等による広報)</li> <li>消費生活パネル展示(各区役所、公民館等において1年を通じて実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5月19日(土)に「消費生活弁護士相談会」を開催</li> <li>5月26日(土)に紙屋町及び本通り付近にて街頭啓発活動を実施</li> <li>6月26日(火)に消費者月間協賛事業として、「地域における行政・事業者・消費者による三者懇談会」(主催：(公社)広島消費者協会)を開催</li> <li>消費生活パネル展示を区役所、公民館等で年間実施</li> </ul>	市民局消費生活センター
9 消費生活出前講座等の開催	消費生活をおくる上での基礎的な法律や知識の習得を図るため、市内の各種団体等からの要請に応じて有識者を派遣し、講習会等を開催する。 講師：消費生活アドバイザー等有識者 派遣先：学校、高齢者団体、町内会等各種地域団体	30年度実績：64回	市民局消費生活センター
10 消費生活サポーター養成講座の開講	消費者問題に関する専門知識や見守り活動のあり方を学ぶための講座を開講し、高齢者等を消費者被害から守るための見守り活動を担う人材の育成を図る。	消費生活サポーターとして必要な消費者問題に関する基礎知識や見守り活動のあり方を学ぶための養成講座を1月18日(金)・1月25日(金)に開催 新規サポーター登録者：26名 現在の登録者数：92名	市民局消費生活センター
11 小学生向け夏休み研究学習会の開催	公正取引委員会から講師を招聘し、夏休みに子ども向けの広告・表示についての学習会を開催し、子どもたちが商品選択の正しい知識を学ぶ。	小学4年生～6年生の児童と保護者を対象に、「かしこい商品の選び方」について学ぶ「夏休み おやこ消費者学習会」を7月28日(土)に開催 参加者：9組(19人)	市民局消費生活センター
12 成人向けの消費者教育講習会	高等学校、大学等において、若年者に多いトラブル事例を通じた注意喚起、トラブルへの対処方法等に係る講習会を開催する。	30年度実績：13回	市民局消費生活センター
13 自転車盗難防止対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害の多い大規模小売店舗や駅等の駐輪場で監視パトロールを行うとともに、駐輪場利用者を対象に、ツーロックや防犯登録の普及キャンペーンを実施する。</li> <li>青色回転灯装備車両により、区内の駐輪場を巡回パトロールする。</li> <li>中学生を対象とした「犯罪被害等防止教室」の開催時に、盗難防止の注意喚起を図る。</li> </ul>	<p>市民安全推進課：市立中学校22校で開催した「犯罪被害等防止教室」において、盗難防止の注意喚起を実施。また広島県警やボランティア団体とともに、広島駅南口での街頭キャンペーンを開催し、チラシ、啓発グッズを配布</p> <p>中区：中央警察署、交通安全協会、防犯連合会等の関係機関・団体との協働により、広島市役所前交差点周辺で街頭キャンペーンを開催し、チラシ・啓発グッズを配布(9/21)</p> <p>東区・南区：毎月22日を中心に青色回転灯装備車両により実施する通学路のパトロールの際に、駐輪場のパトロールもあわせて実施</p> <p>西区：横川駅南口周辺において、広島西警察署及び広島西交通安全協会と協働して、自転車マナーアップ街頭キャンペーンを実施し、自転車マナーの向上や自転車事故防止の呼びかけを行うとともに、ダイヤル式ロックを配布(6/14)</p>	市民局市民安全推進課 各区地域起こし推進課

		<p>安佐南区：警察署・中学校・地域との協働のもと、ＪＲ緑井駅(城南中・5/21)、アストライン下祇園駅(AICJ・5/25)、アストライン西原駅(祇園東中・7/26)、ＪＲ安芸長束駅(長束中・8/24)、アストライン大原駅(伴中・9/26)、アストライン高取駅(高取北中・10/31)、アストライン大塚駅(大塚中・11/26)、ＪＲ古市橋駅(安佐南中・12/7)、アストライン長楽寺駅(安西中・1/24)、アストライン毘沙門台駅(安佐中・2/26)の駐輪場において、自転車の防犯登録及び施設診断を行うとともに、ツーロックを呼びかけ</p> <p>安佐北区：5/30にＪＲ可部駅周辺、2/8に高陽高等学校にて、安佐北警察署、交通安全協会、交通安全運動推進隊、高校生などと街頭キャンペーン(啓発物配布)を実施。併せて6/1に区内大型スーパーなど15店舗に盗難防止を呼びかける放送を依頼。また、安佐北警察署及び安佐北防犯組合連合会と連携し、区内のJR8駅にある自転車等駐車場にツーロックを呼びかける横断幕等を掲出</p> <p>安芸区：安芸南高校で、地域の各活動団体、学校及び海田警察署と連携して街頭啓発を実施(1/31)</p> <p>佐伯区：ＪＲ五日市駅南口及び北口周辺で自転車マナーアップ街頭キャンペーンを実施し、自転車マナーの向上や、自転車事故防止の呼びかけとともに、「ツーロック」定着の啓発活動を実施(6/1)</p>		
14	サイバー犯罪防止のための啓発	サイバー犯罪の現状やその対応の仕方を学ぶ講演会の開催(県警等との協働)や、公民館でのパソコン教室や相談会等の事業を通して、サイバー犯罪の被害者とならないよう、市民への啓発を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成31年2月23日(土)に広島県警察本部等と「サイバーセキュリティ・カレッジin広島」を開催</li> <li>公民館のパソコン教室や相談会等の事業を通して、サイバー犯罪の被害者とならないよう、市民への啓発を実施</li> </ul>	企画総務局情報政策課 市民局生涯学習課
15	非行少年対策活動ボランティアの活動	暴走族等への加入防止啓発活動や暴走族等の問題行為少年への学習支援を行う非行少年対策活動ボランティアを募集し、暴走族等への加入防止の取組を強化するとともに、自立に向けた支援体制の充実を図る。 ・非行少年対策活動ボランティアの募集(随時) ・青少年健全育成や地域の安全・安心に関する行事などに参加し、ボランティアによる暴走族等への加入防止啓発活動の実施(随時)	<ul style="list-style-type: none"> <li>非行少年対策活動ボランティアの募集(随時)</li> <li>ボランティアによる「就学支援」、「少年サポートルーム」、「少年非行対策セミナー」のほか、青少年健全育成や地域の安全・安心に関する行事などでの「暴走族等への加入防止啓発活動」を実施</li> </ul>	教育委員会育成課
16	地域学校安全指導員による巡回指導	警察官OB10名を地域学校安全指導員として依頼し、巡回させることで、各学校の安全上の問題点の分析と対応策の指導、学校安全ガードボランティアへの指導を行う。	地域学校安全指導員10名が、各幼稚園・小学校を定期的に巡回 30年度実績：延3,437回	教育委員会健康教育課
17	こども家庭相談コーナー	家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉の向上を図るため、各区保健福祉課(東区は地域支えあい課)のこども家庭相談コーナーにおいて、虐待や非行等子どもに関する悩みを抱えた家庭の相談に応じる。	30年度相談実績：60,204件(延べ相談活動件数)	こども未来局こども・家庭支援課
18	児童虐待防止対策事業	関係機関との連携を図りながら、児童虐待に対する早期発見と早期対応及び児童・家庭への指導・援助を実施する。 ・児童虐待防止に係る普及・啓発として、ポスターの掲出を行う。 ・虐待を受けた子ども等への支援として、臨床心理士によるカウンセリング等や、一時保護所における学習支援などを行う。 ・児童虐待の早期発見・対応として、夜間・休日における電話相談の実施や、医師や弁護士等の専門的見地からの助言を受け、適切な支援を行う。 ・要保護児童対策地域協議会において情報の共有化等を図り、児童虐待の早期発見と適切な保護及び支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待防止に係る普及・啓発としてのポスターの掲出</li> <li>虐待が疑われるケースに対し、顧問弁護士による法的対応、臨床心理士によるカウンセリング等の実施、一時保護所への臨床心理士の配置による心理的ケア、一時保護所における学習支援など、組織的な対応を実施</li> <li>夜間・休日における児童虐待通告等の電話相談の実施(電話相談員を配置)</li> <li>関係機関との情報の共有化等を図るため、要保護児童対策地域協議会代表者会議(7月19日(木)児童相談所5階ホールにて 参加者28名)等を随時開催</li> </ul>	こども未来局児童相談所 こども未来局こども・家庭支援課
19	児童の非行等の相談活動	家庭からの相談や県警からの通告による保護者・児童への援助活動を実施する。	30年度実績：123件	こども未来局児童相談所
20	防犯及び防犯活動に関する相談体制の充実	市民から防犯対策や防犯活動に対する不安や疑問に対応できる相談体制を充実させる。	市民安全推進課・全区：電話や窓口における相談を受付	市民局市民安全推進課 各区地域起こし推進課

(2) 防犯力を高める情報発信の充実

事業名	事業の内容等	実施結果	関係課等
1 防災情報メールによる不審者情報の提供	防災情報メールで、子どもと女性に対する不審者情報、犯罪情報を提供することにより、市民への注意喚起を図る。	防災情報メール登録者に対して、県警から提供された情報に基づき、不審者情報等の情報を発信 30年度実績：208日、700件	市民局市民安全推進課
2 学校・保育園等へのメール等による不審者情報の提供	不審者情報等を学校や関係する機関等にメール等により情報提供する。 ・市立学校、市立幼稚園、市立保育園、市立認定こども園 ・児童館、放課後児童クラブ ・私立幼稚園、私立保育園、私立認定こども園、地域型保育事業所及び認可外保育施設 ・その他関係機関、関係部署	保育指導課・健康教育課：学校・保育園、警察等から提供される不審者情報を、メール等により情報提供 30年度実績：351件 (広島市子どもの安全推進本部発出分)	こども未来局保育指導課 教育委員会放課後対策課 教育委員会健康教育課
3 防災行政無線等による危機に関する緊急情報の発信	危機に関する緊急な事態が発生した場合に、その情報を防災行政無線等を利用し周知を図る。	(実績なし)	市民局市民安全推進課 各区地域起こし推進課
4 多様な広報媒体を活用したタイムリーな情報発信	県警との緊密な連携のもと、県警から提供されるタイムリーな情報の有効な活用を図るため、適所に情報を発信し、市民や関係団体等への周知と注意喚起を図る。 ・本市ホームページの「安全・安心なまちづくり」サイト等を活用し、新たな犯罪の手口等、具体的な最新情報を提供 ・区役所の市民ロビー等に設置されたモニター広告への掲載 ・青少年、女性、障害者などそれぞれの対象毎に、被害に遭いやすい内容を中心とした防犯情報の伝達	市民安全推進課： ・県警からの情報を関係課に配信し、「犯罪の起こりにくい安全なまちづくり」サイト等で公開するとともに、市職員のパソコン掲示板に掲載 ・不審者情報等を防災情報メールで配信 生涯学習課：必要に応じて県警からの犯罪情報（情報官速報）を公民館等に配信 男女共同参画課：必要に応じて配偶者暴力相談支援センターにおいて情報提供を実施 高齢福祉課・障害福祉課：必要に応じて県警からの犯罪情報（情報官速報）を関係団体等に配信 全区：県警からの犯罪情報について、市民ロビーへ掲示 佐伯区：市民ロビーモニター広告に「特殊詐欺」「侵入盗」「自転車盗難」について掲載し、注意喚起を実施	市民局市民安全推進課 市民局生涯学習課 市民局男女共同参画課 健康福祉局高齢福祉課 健康福祉局障害福祉課 各区地域起こし推進課

(3) 高齢者・子ども・女性等の防犯力の強化

事業名	事業の内容等	実施結果	関係課等
1 「子ども安全の日」事業の実施	毎月22日の「子ども安全の日」を中心に、学校・家庭・地域において、子どもを守る様々な取組を集中的に実施する。	毎月22日を中心に、子どもの安全に関する取組を実施	教育委員会健康教育課
2 学校・保育園等における防犯教室の充実	市立の全幼稚園(19園)、小・中学校(206校)において、防犯教室を開催するとともに、保育園・認定こども園においても実施内容の充実を図っていく。 また、教職員に対しては、「CAP」プログラムを活用した研修や、災害や犯罪(虐待等を含む)等から子どもの安全を確保するということを目的とした指導力の向上を図るための研修を行う。  ※CAP…子どもへの暴力防止、人権教育プログラム	保育指導課： ・保育園・認定こども園において、訓練計画に基づき防犯教室を実施 ・災害や犯罪(虐待等を含む)等から子どもの安全を確保するための指導力向上を図るため、職員に対し、「CAP」プログラムを活用した研修を実施 健康教育課：7月25日(水)～8月10日(金)にかけて、各区1小学校を会場として小学校教職員を対象に「CAP」プログラムを活用した研修を実施 ・各幼稚園、学校で計画的に防犯教室を実施 ・7月30日(月)～8月9日(木)にかけて、市内5中学校を会場として小・中学校教職員を対象に不審者対応研修を実施	こども未来局保育指導課 教育委員会健康教育課 教育委員会教育センター
3 「こども110番の家」等の周知徹底	「こども110番の家」の周知を行い、子どもの緊急避難場所として効果的なものにするるとともに、より多くの登録者・協力者の増大を図る。また、市が発注する工事における工事現場等に、「『こども110番』の工事現場」の看板を掲げ、万一子どもたちが不審者に遭遇した場合には、そこへ逃げ込めるようにするため、協力を依頼するとともに、周知を図る。	育成課：学校での「こども110番の家」スタンプラリーなどによって、「こども110番の家」の周知を行い、子どもの緊急避難場所としての利用を効果的なものにするるとともに、登録者及び協力者の増加を促進 健康教育課：企業からの申出を受け、「『こども110番』の工事現場」を依頼するとともに、関係学校に周知	教育委員会育成課 教育委員会健康教育課 各工事発注関係課
4 安全意識啓発マップづくり	市立の全小学校(142校)の全学級において、安全意識啓発マップづくりを実施する。	児童に自分たちの力で危険な箇所を認識する力を身に付けさせるため、小学校において、「入りやすく、見えにくい」場所等を点検し作成する安全意識啓発マップづくりを実施	教育委員会健康教育課
5 防犯ブザーの支給等	全ての新入学児童に防犯ブザーを現物支給する。また、防犯ブザーの携帯を推進するとともに、学校や家庭において防犯ブザーの機能点検・使用方法の確認を月1回(子ども安全の日等)以上実施する。	・市立小学校に入学した1年生児童全員を対象に防犯ブザーを支給 ・毎月の「子ども安全の日」等に防犯ブザーの点検を行うよう呼びかけを実施	教育委員会健康教育課

6	学校事務室の体制強化	小・中学校事務職員を全校に複数配置する体制を維持し、学校事務室における来校者等への対応を確実に行うとともに、緊急時の事務連絡体制を確保する。	小・中学校事務職員を複数配置する体制にし、学校事務室における来校者等への対応を確実に行うとともに、緊急時の事務連絡体制を確保	教育委員会教職員課
7	電子メディアの適正利用の周知	「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例」に次の3つの基本方針を定めており、これらに基づき様々な取組を行う。 ・電子メディアに過度に依存する青少年を電子メディアから引き離すこと。 ・青少年に電子メディアを通じて有害情報の閲覧・視聴をさせないようにすること。 ・青少年に電子メディアを適正に利用するために必要な知識・能力を習得させること。	・「夜9時以降はスマートフォン等による送信をしない」、「遅くとも夜10時までには使用をやめる」、「家族で話し合ってスマートフォン等の使用に関するルールをつくる」という10(テン)オフ運動を展開 ・家庭において電子メディアとの関わり方について考える契機とするため、保育園、幼稚園と連携して「ノー電子メディアデー強化月間」を実施 ・保護者及び青少年のフィルタリングに関する理解を深めるため、「青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店登録制度」を実施 ・青少年と電子メディアとの健全な関わりについての理解を深めるため、保護者等を対象として講習会(ケータイ出前講座)を実施	教育委員会育成課
8	青少年の健全育成のための取組	青少年の健全育成に対する市民意識の啓発などを目的として、次の取組を行う。 ・「青少年によい環境をあたえる運動」推進月間(7月)において、家庭、学校、地域が一体となって相互に連携し、市民意識の啓発活動、有害環境の浄化活動を実施 ・「青少年健全育成強調月間(11月)」事業の一環として、市及び各区において「青少年健全育成大会」を開催 ・青少年の健全育成に対する市民意識の啓発を図るため、各区役所等で青少年健全育成や非行防止に係るパネルの巡回展示を実施(7月~12月)	・各区で「青少年によい環境をあたえる運動」を実施 期間：7月~8月 主体：実行委員会(各区役所と区青少年健全育成連絡協議会で組織) 内容：三世代ふれあいのつどい、啓発活動、研修会、あいさつ運動、子どもの意見発表会など ・各区で「青少年健全育成大会」を開催 期間：10~12月 主体：実行委員会(各区役所と区青少年健全育成連絡協議会で組織) 内容：青少年の意見発表会(小・中学生)、三世代交流のつどいなど ・「青少年健全育成市民大会」を開催 期間：11月17日(土) 主体：実行委員会(広島市、広島市教育委員会、広島市青少年健全育成連絡協議会で組織) 内容：青少年健全育成成功労者等表彰、青少年からのメッセージ入選者表彰、活動事例発表、講演 ・「青少年によい環境をあたえる運動」推進月間の7月から「青少年健全育成強調月間」の11月までの間、市消費者生活センターや区役所等全区において、それぞれ2週間程度パネルの巡回展示を実施	教育委員会育成課
9	規範性をはぐくむための取組	平成29年度から3か年で市立中学校全校に出向き、「～犯罪をおこさないために 犯罪の被害にあわないために～」をテーマとして「犯罪被害等防止教室」を行う。	「犯罪被害等防止教室」を市立中学校22校で実施	市民局市民安全推進課
10	子供向けイベントへの参画・出展による消費者教育	さまざまな職業体験ができる「ひろしまキッズシティ」へ参画・出展し、来場者の子どもたちが消費者被害について学ぶ。	小学生向けの職業体験イベント「ひろしまキッズシティ」(9月22日(土)・23日(日)開催)において、消費生活に関する紙芝居やクイズを出展 来場者数：162人	市民局消費生活センター
11	防犯講習会の開催(再掲)	地域住民が地域や自らの安全を確保するための知識や技能の習得を目的として、全公民館で防犯講習会を開催する。	中 区：4公民館で開催 東 区：7公民館で開催 南 区：7公民館で開催 西 区：7公民館で開催 安佐南区：10公民館、1集会所で開催 安佐北区：10公民館、1集会所で開催 安 芸 区：5公民館で開催 佐 伯 区：19公民館で開催	市民局市民安全推進課 各区地域起こし推進課
12	市政出前講座を通じた啓発(再掲)	市政出前講座「安全・安心なまちづくり」や「犯罪被害にあわないために」により、町内会等各種団体からの要請に応じて、市職員が講師として出向き、防犯に関する話を分かりやすく行うことで、市民意識の啓発を図る。	市民安全推進課：12か所で開催	市民局市民安全推進課 各区地域起こし推進課

## 2 防犯力の高い地域づくり

### (1) 自主的・持続的なエリアマネジメントと防犯活動の推進

事業名	事業の内容等	実施結果	関係課等
1 「こども110番の家」の登録の促進	「こども110番の家」の登録の促進に向けた啓発活動を実施する。	各地区青少年健全育成連絡協議会を中心に「こども110番の家」の登録の促進に向けた啓発活動を実施	教育委員会育成課
2 見守り活動参加者10万人の確保	組織的な見守り活動者3万人、日常生活に組み込まれた見守り活動者7万人の確保を目指す。各小学校等を通じて協力を呼びかけるとともに、活動用品を配付する。 また、広島市シルバー人材センターが、「子どもの見守り10万人構想」の趣旨に賛同し平成18年度に設立した「シルバー子ども安全見守りたい」活動を継続し、センター会員の就業活動時において子どもの見守り活動を実施する。	雇用推進課：「シルバー子ども安全見守りたい」活動を継続し、センター会員の就業活動時において子どもの見守り活動を実施。また、新入会員には「子ども見守り活動」の趣旨を説明し、協力を得ることができた。 健康教育課： ・各学校において、学校だよりや各小学校に設置した「子どもの安全を守る連絡協議会」等を通じて、保護者や地域住民等に対し、見守り活動への参加の働きかけを実施 ・活動用品（カバン札）を配布	経済観光局雇用推進課 教育委員会健康教育課
3 住民の日常生活に組み込まれた見守り活動の充実	「8・3（ハチサン）運動」を展開し、散歩や買い物、通勤などの日常生活の中での見守り活動への参加者を促進する。 ・市職員による「8・3運動」の実施 ・学校便り・PTA便り等への啓発文の掲載	民間企業作成の電話帳及び市ホームページにおいて「8・3運動」の啓発文を掲載するとともに、市職員に対しては庁内放送で子どもの見守り活動への協力を呼びかけを実施	教育委員会健康教育課
4 公園・遊び場等での民間企業等の見守り活動への参加促進	地元町内会や民間企業に対し、公園における見守り活動への参加を働きかけ、公園内の安全を確保する。 ・身近な公園再生事業に取り組む団体に対し、花壇の世話などの活動を子どもが公園を利用する時間帯に実施するよう働きかける。 ・街区公園清掃等報奨金制度に取り組む団体や指定管理者（民間事業者、地域団体等）に対し、子どもが公園を利用する時間帯に巡回等を実施するよう働きかける。	緑政課：街区公園清掃等報奨金制度に取り組む団体や指定管理者（民間事業者、地域団体等）に働きかけるとともに、公園管理者として、不審者・不審車両の進入防止、不審物の発見・処置、火災防止及び放置物の対応（除去等）を行うよう働きかけを実施 中区：年間を通して、定期的（登校時、下校時）に区内のパトロールを実施するとともに、青色防犯パトロールカーでの出勤時には公園や遊び場等を巡回 東区維持管理課：指定管理者（民間事業者、地域団体等）に対し、子どもが公園を利用する時間帯に巡回等を実施するよう働きかけを実施 南区維持管理課：指定管理者等（民間事業者、地域団体等）、公園の維持管理に関わる団体に対し、子供が公園を利用する時間帯に巡回等を実施するよう働きかけを実施 西区：公園を管理する指定管理者（民間事業者、地域団体等）や清掃等報奨金制度に取り組む地域団体へ週1回程度の巡回等を依頼 安佐南区維持管理課：「街区公園清掃等報奨金制度」に取り組んでいる地域団体に対して、子どもが利用する時間帯に街区公園の巡回し、「子どもの見守り活動」への協力を依頼するとともに、安佐南防犯組合連合会総会及び役員会にて、「8・3運動」や「子どもの見守り活動」への協力を依頼 安佐北区：年間を通して、定期的（登校時及び下校時）に、区内のパトロールを実施するとともに（地域起こし推進課）、身近な公園再生事業に取り組む団体や公園指定管理者に対し、園内での「子ども見守り活動」への参加を要請（維持管理課） 安芸区：街区公園清掃等報奨金制度に取り組む地域団体へ週1回程度の巡回等の依頼 佐伯区：「安全・安心なまちづくり 佐伯区民の集い」において、参加者に対し「8・3運動」や「子どもの見守り活動」への協力を要請	都市整備局緑政課 各区地域起こし推進課 各区維持管理課
5 「減らそう犯罪」における子どもの見守り活動への大学生等の参加	・安佐南区内の大学・短大の学生、安佐南防犯組合連合会、安佐南区役所、安佐南警察署が連携し、子どもの見守り活動を行う。 ・教職員は、通勤時などに、腕章等の着用や車両へのマグネットシートの貼り付けを行い、見守り活動に参加する。 ・子どもの見守り活動において、安芸区内の大学と連携し大学生が参加する機会を設ける。	安佐南区：区内の大学・短大の学生、教職員が、子どもの見守り活動に参加。広島経済大学では「子ども達を守るプロジェクト」を進めており、ガードボランティアを中心に、地域・関係機関と連携を取りながら活動を展開	安佐南区地域起こし推進課

6	公用車や公用バイク等による巡回	<ul style="list-style-type: none"> <li>「みんなで守ろう子どもの安全」(ステッカー)を掲出した公用車や全小学校に配備した巡回用バイク等による登下校時を中心とした見守り・巡回活動等を実施する。</li> <li>区役所等に配備している青色回転灯を装備した公用車によるパトロールを実施する。</li> <li>不法投棄防止のパトロールを、「防犯パトロール実施中 広島市」のステッカー及び青色回転灯を装備した公用車及びパトロール業務受注者の車両で行うことにより、地域の巡回活動を兼ねる。</li> </ul>	<p>業務第一課・各環境事業所・パトロール業務受注者：広島市全域において、「防犯パトロール実施中 広島市」のステッカー及び青色回転灯を装備した公用車や受注者車両による不法投棄防止パトロールを実施し、地域の防犯に努めるとともに市民に不法投棄防止を啓発</p> <p>健康教育課：各学校において、巡回用バイクによる見守り・巡回活動等を実施</p> <p>全区：毎月22日の「子ども安全の日」や不審者情報の該当地区などにおいて青色回転灯を装備した公用車によるパトロールを実施。また、通常の業務時にも、極力巡回を兼ねて青色回転灯を装備した公用車を利用</p>	<p>環境局業務第一課 環境局各環境事業所 教育委員会健康教育課 各区地域起こし推進課</p>
7	地域ぐるみの不審者侵入対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>不審者侵入対策マニュアルを踏まえ、保育園・認定こども園における園児への防犯訓練の充実、安全対策の実施、保護者への注意喚起、関係機関との連携等を図り地域ぐるみの不審者侵入対策の充実を図る。</li> <li>職員に対し、危機管理意識の向上と安全指導の充実を図るための研修会等を開催する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育園、認定こども園において、地域に協力を呼び掛けるなど、地域と連携をとりながら、不審者侵入対策のための訓練を実施</li> <li>職員に対しては、警察署等からの指導、研修会参加、不審者対策に関する会議等を通して、危機管理意識の向上を促進</li> </ul>	<p>こども未来局保育指導課</p>
8	通学路の安全点検及び安全点検マップの作成	<p>各学校において、年度当初に学校、保護者等が通学路の安全点検を行い、「安全点検マップ」を作成する。このマップを区役所、所轄警察署等に情報提供し、安全な登下校方法を検討・実施するとともに、必要に応じた通学路の見直しを行う。</p>	<p>健康教育課：各学校で通学路の安全点検を行い、「安全点検マップ」を適宜更新するとともに、必要に応じて通学路の見直し等を実施。また、防犯の観点から危険があると認められる箇所のうち、複数の関係者との協議が必要な箇所について、合同点検を実施</p> <p>東区・安佐北区：学校・地域から危険箇所についての情報提供に対し、警察署等関係機関と連携を図りながら対応</p> <p>南区：8月21日(火)、広島南防犯連合会比治山支部からの依頼により、「通学路・環境点検」に広島南警察署、維持管理課とともに参加し、危険箇所を改善</p> <p>安芸区：5月に各小学校とPTA役員等と合同で通学路の安全点検を実施し、所管課に改善や修繕の対応を依頼</p>	<p>教育委員会健康教育課 各区地域起こし推進課</p>
9	安全な登下校対策の推進	<p>登下校時に児童が一人になる区間を確認し、安全な登下校方法を検討・実施する。</p>	<p>各学校において、登下校時に児童が一人になる区間を確認し、対象児童に登下校指導を実施</p>	<p>教育委員会健康教育課</p>

## (2) 地域防犯活動への支援

事業名	事業の内容等	実施結果	関係課等
1 安全なまちづくり功労表彰	<p>市民が安心して生活できる安全な地域社会の実現を図るため、防犯活動などの自主的な活動を続けている個人、団体で、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりの推進に顕著な功績又は功労のあった者を表彰し、その功績又は功労をたたえることにより、自分たちのまちは自分たちで創り守る機運を高め、市民参加型の自主的な防犯活動等の定着と拡充を図る。</p>	<p>広島市安全なまちづくり功労表彰</p> <p>表彰式：10月3日(水)</p> <p>受賞者：個人30、団体11</p> <p>全区：区民大会やフェスティバルにおいて、広島市まちづくり功労表彰の地元受賞者(団体)及びその功績や功労を紹介(安芸区は豪雨被災の影響により未実施)</p>	<p>市民局市民安全推進課 教育委員会健康教育課 各区地域起こし推進課</p>
2 防犯リーダー等の人材育成への支援	<p>県警や県が開講する「安全・安心アカデミー」、「安全・安心なまちづくり」指導員養成学校への参加を促すなど、地域や職場での防犯リーダー等の養成に努める。</p>	<p>安佐北区：2月2日(土)に、安佐北警察署および安佐北防犯連合組と「自主防犯パトロール隊研修会兼防犯ボランティア交流会」を開催</p> <p>佐伯区：7月と2月の年2回、自主防犯団体(佐伯区「安全・安心なまちづくり」連絡協議会)の「防犯講習会」を開催</p>	<p>市民局市民安全推進課 各区地域起こし推進課</p>

<p>3 青少年による自主防犯活動等の健全育成・支援</p>	<p>青少年の防犯実践教育を目的とした取組（スポーツ少年団等によるパトロール、啓発活動等）や健全育成活動に対し、支援を行う。</p> <p>【活動例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防犯団体として組織化する場合の相談・助言</li> <li>・活動に当たっての関係機関・団体等との調整や資機材の提供</li> <li>・中学生を対象とした防犯ポスター・防犯作文の募集、優秀作品の表彰及び作品の展示</li> <li>・高校生を対象とした自転車利用のマナーアップ指導</li> </ul>	<p>中区：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中区青少年健全育成連絡協議会へ啓発グッズを提供</li> <li>・国泰寺高等学校において、高等学校、中央警察署、中央交通安全協会と、自転車マナーアップキャンペーンを実施（5/25、7/6、10/19、1/25）</li> <li>・地域の防犯パトロール隊の活動支援として、パトロール資機材を提供</li> </ul> <p>東区：6月1日（金）に安芸高等学校にて自転車マナーアップキャンペーンを実施</p> <p>南区：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6月1日（金）、出汐町交差点周辺にて、広島南警察署及び近隣高等学校等と連携して「自転車マナーアップキャンペーン」を実施</li> <li>・1月31日（木）、出汐町交差点周辺にて、近隣高等学校の生徒による、「自転車運転マナー」の交差点街頭指導及び街頭キャンペーン（啓発物の配付）を実施</li> <li>・区内小中学生を対象に安全・安心ポスターを募集し、12月8日（土）南区安全・安心なまちづくりフェスティバルで表彰・展示</li> </ul> <p>西区：7月7日（土）の「青少年に良い環境を与える運動」西区啓発大会において啓発グッズを提供する予定だったが、豪雨災害により中止。11月10日（土）の西区青少年健全育成大会において啓発グッズを提供</p> <p>安佐南区：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安佐南防犯組合連合会と連携し、中高生が描いた防犯ポスターを10月4日（木）～10月18日（木）までフジグラン緑井店5階ギャラリー場において展示</li> <li>・安佐南防犯組合連合会を通して、地域各種団体に資機材（防犯ベスト等）を提供</li> <li>・6月11日（月）ヌマジ交通ミュージアム前道路交差点、2月21日（木）祇園北高等学校正門付近において、自転車マナーの向上やツーロック（自転車盗難防止活動）の指導、呼び掛けを実施</li> <li>・毎月、最初の通学日（8月を除く）に、区内4か所で高校生の自転車利用通学者者に対し、自転車交通マナーの向上やツーロック（自転車盗難防止活動）の指導、呼びかけを実施</li> </ul> <p>安佐北区：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10月7日（日）に区民文化センターにて、安佐北警察署管内少年補導員協議会、安佐北区青少年健全育成連絡協議会、安佐北警察署等と共催し、「青少年ふれあいコンサート～なくそう犯罪あさきた～」を区内の中学生等を中心に実施</li> <li>・「青少年健全育成強調月間」として、10月下旬から11月中旬には区内4地区において青少年の意見発表大会を開催</li> <li>・12月2日（日）の区民大会にて、4地区の青少年の代表者が意見発表する機会を提供し、青少年の健全育成を支援</li> <li>・5月30日（水）JR可部駅周辺にて（広島文教女子大学附属高等学校協力）、2月8日（金）高陽高等学校正門周辺にて、街頭キャンペーンを実施</li> <li>・2月2日（土）自主防犯パトロール隊研修会兼防犯ボランティア交流会を開催</li> </ul> <p>安芸区：1月31日（木）安芸南高等学校において、児童・学校職員、地域の各活動団体及び海田警察署と連携し、自転車マナーアップ街頭キャンペーンを実施</p> <p>佐伯区：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6月1日（金）に自転車マナーアップ街頭キャンペーン実施</li> <li>・2月6日（水）には五日市高等学校で、佐伯警察署交通課職員を講師とした自転車マナーアップ講習会を実施</li> </ul>	<p>各区地域起こし推進課</p>
<p>4 青少年の非行防止・犯罪防止や更生等を図るための事業補助</p>	<p>青少年の非行防止・犯罪防止や更生等を図るため、「広島市地区保護司会連絡協議会」及び「広島市地区更生保護女性会連絡協議会」に対し、助成する。</p> <p>【対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会を明るくする運動の実施（7月）</li> <li>・犯罪予防及び更生保護活動の実施</li> <li>・研修会の開催</li> </ul>	<p>「広島市地区保護司会連絡協議会」及び「広島市地区更生保護女性会連絡協議会」に対し、次の事業に助成を実施</p> <p>【対象事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会を明るくする運動の実施（7月）</li> <li>・犯罪予防及び更生保護活動の実施</li> <li>・研修会の開催</li> </ul>	<p>教育委員会育成課</p>
<p>5 青少年居場所づくり地域活動の支援</p>	<p>暴走族等の問題行為少年へ、地域での居場所を提供する活動を継続的に行う市民団体等を支援し、少年たちの自立を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居場所づくり（サッカー教室、料理教室等）に取り組む団体の結成及び活動を支援し、活動のために必要な助成を行う。</li> </ul>	<p>参加団体に関する情報の収集や調査を行った結果をもとに、市民団体等（1団体）に対し助成</p>	<p>教育委員会育成課</p>



6	電子メディア・インストラクターの養成及び活動支援	電子メディア・インストラクターの増員を図るとともに、地域要望に応じた啓発活動を行うための支援を実施する。	・電子メディア・インストラクターの増員を図るため、養成講座を実施 ・青少年と電子メディアとの健全な関わりについての理解を深めるため、電子メディア・インストラクターにより、保護者等を対象として講習会（ケータイ出前講座）を実施	教育委員会育成課
7	自主防犯パトロール隊への資機材の提供	自主防犯パトロール隊へ資機材を提供し、活動を充実させる。 ・蛍光ベスト、強力ライト、誘導灯などの提供 ・青色回転灯などの貸与	自主防犯パトロール隊からの要望に基づき、各区地域起こし推進課を通じて、蛍光ベスト、強力ライト、誘導灯などの提供及び青色回転灯などを貸与	市民局市民安全推進課
8	地域安全活動事業補助	地域住民による防犯活動等を通じて、犯罪の起こりにくい安全なまちづくり活動の推進を図るため、各防犯組合連合会と十分な連携を図り、活動を支援するため、補助を行う。	全区：各防犯組合連合会（8団体）が実施する広報啓発活動などで連携を図るとともに、団体の活動を支援するため、補助金を交付	市民局市民安全推進課 各区地域起こし推進課
9	地域防犯カメラ設置補助	犯罪や不審者の抑止効果や犯罪が発生した時の早期解決に有効な防犯カメラの設置費用の一部を助成することにより、地域の自主的な防犯活動を補完し、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりに向けた地域の自主的な取組を支援する。	30年度実績：28団体・53台の設置に対し助成 中区3台、東区9台、西区4台、安佐南区12台、安佐北区13台、安芸区5台、佐伯区7台	市民局市民安全推進課 各区地域起こし推進課
10	暴力追放団体補助	市民の暴力追放意識の高揚に努め、自主的な暴力追放活動を行っている「広島市暴力追放監視防犯連合会」と十分な連携を図り、活動を支援するため、補助を行う。	広島市暴力追放監視防犯連合会が実施する暴力団排除活動などとの連携を図るとともに、団体の活動を支援するため、補助金を交付	市民局市民安全推進課
11	落書き防止に対する地域活動の支援	地域防犯及び環境美化に対する意識の向上を図り、その活動を支援するため、地域団体等に対し、落書き除去に必要な清掃用具等を提供する。	中区：中央通り付近、平和大通り付近等における落書き消去活動（参加者数：46人）等において、清掃用具等（水性塗料、落書き落し剤、真鍮ブラシ）を提供 安佐北区：小・中学校長会で情報提供、活用を呼びかけ（30年度は実績なし）	市民局市民活動推進課 各区地域起こし推進課
12	市民活動保険制度	町内会・自治会などにおいて、市民が地域の防犯パトロールなどの自主的・自発的な市民活動に取り組めるよう、賠償事故、傷害事故を対象とする市民活動保険制度を実施し、その活動を支援する。	地域の防犯活動を行う団体等へ保険チラシを配付するなどの広報を実施 30年度における防犯活動に関する事故件数：10件	市民局市民活動推進課

### (3) 地域防犯ネットワークの形成

事業名	事業の内容等	実施結果	関係課等
1	地域ポータルサイト「こむねっとひろしま」を活用した防犯情報の共有	広島市防災情報メールの防犯情報を受信するための登録手続きを周知するため、「こむねっとひろしま」に本市HPの該当ページへのリンクを掲載	市民局市民活動推進課
2	情報発信ネットワーク網の活用	中区：県警や市教委から提供される「犯罪情報官速報」や「不審者情報」を市民ロビーに掲示し、市民への情報提供に努めるとともに、庁内メールを使い区役所内各課、公民館等へ情報提供し注意喚起を実施。また、強盗情報など必要に応じて、児童館へ情報提供を実施 東区・南区・安佐南区：「犯罪情報官速報」を庁舎内に掲示 西区：県警本部や西警察署から提供される「犯罪情報官速報」を庁内市民ロビーや掲示板などに提示するとともに、西区内の公民館に館内への掲示を依頼。また、市教委から提供された「不審者情報」を該当学区の児童館に情報提供 安佐北区：県警本部や安佐北署などからの「犯罪速報」などを、庁舎内ロビー等に掲示。また、「犯罪情報官速報」や市教委から提供される区内の不審者情報については、庁内メールを使い区役所内各課及び各出張所、区内小・中学校等へ情報提供 佐伯区：「犯罪情報官速報」の窓口配置、課内供覧を実行。市教委からの不審者情報を受けて、青色回転灯装備の公用車で巡回	市民局市民安全推進課 各区地域起こし推進課
3	高齢者を対象とした安全情報提供ネットワークの運営	電子メール（犯罪情報官速報）が届き次第、関係各課、地域包括支援センター、当該が所管する老人福祉施設等へ転送し、高齢者の目に触れる場所への掲示や高齢者への伝達を依頼	健康福祉局高齢福祉課 健康福祉局地域包括ケア推進課

4	認知症高齢者等の支援に係る広島県警察本部と広島市の相互連携	認知症高齢者等の早期把握と適切な支援へのつなぎ、認知症高齢者等が関わる交通事故の被害や加害防止、詐欺等犯罪被害の防止及び発生予防、行方不明時の迅速な対応等について広島県警察及び広島市が相互に連携・協力する。	平成30年12月17日付けで認知症高齢者等の支援に係る広島県警察本部と広島市の相互連携に関する協定を締結	健康福祉局地域包括ケア推進課
5	各区における地域団体等との連携強化	各区において、区民、事業者、行政が互いの連携を深め、犯罪のないまちづくりを推進していくことを目的として協議会等を設置し、関係団体間の情報交換会や事業の検討を行う。	中区：7月19日(木)に「減らそう犯罪」中区まちづくり連絡協議会を開催し、情報交換や意見交換を実施。また、毎月2回、本通り周辺において地元商店街等と連携して、声かけや見回りを中心としたスカウト対策等を行うとともに、毎月1回、流川・薬研堀地区の環境浄化作戦として、リパークリーン作戦に参加 東区：東区コミュニティ交流協議会の部会として「減らそう犯罪」推進部会を設置しており、地域における防犯活動等に関する情報交換・意見交換の会議を年3回開催 南区：「南区安全・安心なまちづくり推進協議会」を年3回(6月・11月・2月)開催し、関係団体間の情報交換や事業の検討を実施 西区：7月4日(水)に「減らそう犯罪」西区まちづくり協議会を開催し、平成29年度事業報告や平成30年度事業計画を説明するとともに、取組等に関する意見交換を実施 安佐南区：安佐南防犯組合連合会との情報交換を実施。また、安佐南防犯組合連合会内の3部会に属し、相互に連携しながら取組を実施 安佐北区：6月11日(月)に「減らそう犯罪」安佐北区まちづくり推進連絡会議を開催し、警察署、4地区の連合町内会長、コミュ協に加盟する各種団体長、小・中学長と各機関・団体の取組や犯罪発生状況などについて、情報交換を行い、課題を検討 安芸区：安芸区防犯組合連絡協議会会議を年3回開催 佐伯区：6月8日(金)に「安全・安心なまちづくり連絡協議会」総会を実施。7月13日(金)に「安全・安心なまちづくり推進協議会」第1回防犯講習会・情報交換会を実施、2月22日(金)に第2回防犯講習会・情報交換会を実施	各区地域起こし推進課
6	コンビニエンスストアとの連携強化	地域の安全・安心の拠点としてのコンビニエンスストアにおけるセーフティステーション活動(SS活動)について、一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会による活動報告会の中で意見交換等を行い、関係各課との連携強化を図る。	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会SS活動報告会の開催 時期：8月30日(木) 内容：平成29年度SS活動報告、意見交換	市民局市民安全推進課
7	学校と関係機関等との連携強化	子どもの安全を確保するため、各小中学校において、保護者や地域団体等との連絡調整・協議の場を設け、警察署の指導・助言を得るなど、関係機関との連携を強化する。	健康教育課：地域学校安全指導員(警察OB)が学校及び通学路を巡回し、学校に対し安全対策について助言等を実施したほか、ガードボランティア(地域住民ボランティア)に対し見守り活動に関する指導・助言を実施 全区：毎月定期的に小・中学校長会で情報交換するとともに、地域学校安全指導員との情報交換を実施	教育委員会健康教育課 各区地域起こし推進課
8	非行防止連携	非行少年グループ等の動向は、把握が困難な特徴があることから、地域、学校、警察、行政が密接に連携し、状況に応じて的確に対応する。	地域・学校・警察署が開催する非行防止に関する連絡会議に参加	教育委員会育成課

### 3 犯罪の起こりにくい環境づくり

#### (1) 犯罪防止に配慮した公共施設の整備等

事業名	事業の内容等	実施結果	関係課等
1 防犯灯・公園灯の整備等	道路・公園の夜間における犯罪発生の未然防止等のため、各区において必要な箇所への防犯灯等の設置など、暗がりや死角の解消に努める。	公園整備課：各区において、地元町内会等の要望に基づいて、必要箇所への公園灯の設置を行うとともに、老朽化した公園灯の更新を実施 道路課：地元町内会の要望等に基づき、各区において必要な箇所への防犯灯等の設置や球替えを実施 全区維持管理課： ・地元町内会等の要望に基づき、必要箇所への防犯灯等を設置 ・防犯灯・公園灯の球切れの交換。状況に応じて既存の照明よりも明るい照明球への交換を実施 ・暗がりや死角の解消のために、公園樹木のせん定を実施	都市整備局公園整備課 道路交通局道路課 各区維持管理課 各区地域整備課
2 防犯カメラ・防犯機器等の整備	公共施設の整備等の計画策定の際には、周辺の防犯環境向上を考慮した防犯カメラ・防犯機器等の整備を検討する。	市の公共施設において、適宜カメラの新設・更新を実施	各課

3	通学路の整備	各学校がPTA、地元町内会等関係者と協議のうえ実施した通学路安全点検の結果等に基づき、関係課等により通学路標識・カーブミラー・防護柵・防犯灯の設置など、対応可能な通学路の安全対策を実施	道路課：地元町内会の要望等に基づき、各区において防護柵等の設置 健康教育課：各学校が実施した通学路の安全点検の結果等に基づき、交通安全施設等の新設や修繕などの安全対策を警察署や道路管理者等に依頼 全区地域起こし推進課：毎月22日を中心に、青色回転灯装備車両による通学路のパトロールを実施する際、子どもの見守り活動を行うとともに、周辺の通学路を点検。また、小学校や地域住民からの個別要望を聞き取り、関係機関と連携をとりながら対応 全区維持管理課：区画線の設置など必要な対策を実施するとともに、市教委からの通学路の整備要望に基づき、防犯灯等の整備を実施	道路交通局道路課 教育委員会健康教育課 各区地域起こし推進課 各区維持管理課 各区地域整備課
---	--------	----------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------

## (2) 市民・事業者による環境整備等の促進

事業名	事業の内容等	実施結果	関係課等	
1	一家一事業所一点灯運動の推進	市民安全推進課：幟を作成して、各区防犯組合連合会へ配布するとともに、啓発チラシを作成して、区民まつり等のイベント開催時に配布 中区：「減らそう犯罪」中区民大会において幟を掲出するとともに、区役所にチラシを設置 東区：「減らそう犯罪」東区民大会において幟を掲出するとともに、要望のあった町内会、防犯組合へチラシ・幟を提供 南区：12月8日(土)開催の南区安全・安心なまちづくりフェスティバルにおいて、広報活動を実施 西区：区役所の窓口で啓発用チラシを配布 安佐南区：区役所ロビー及び各出張所において、啓発チラシを配布 安佐北区：防犯講習会や安全・安心なまちづくり安佐北区民大会等において、参加者にチラシを配布 佐伯区：7月と2月に実施する防犯講習会の際、会場内に「一家一事業所一点灯運動」の幟旗を設置	市民局市民安全推進課 各区地域起こし推進課	
2	防犯性能の高い建物部品の普及啓発	防犯講習会や区民まつりなどで、防犯性能の高い建物部品を紹介し普及促進を図る。	市政出前講座や区民まつりで紹介	市民局市民安全推進課
3	商店街振興事業補助（地域商業自立促進事業費補助金）	商店街等の団体が、魅力創造に向けた取り組み等を実施するために必要な施設整備事業に要する経費の一部を補助することにより、商店街の環境整備を図る。（防犯カメラ等の整備を対象とし、要望がある場合）	(実績なし)	経済観光局商業振興課
4	都心居住ガイドの普及	「都心居住ガイド」について、ホームページを活用し普及を図るとともに、その内容を、必要に応じて見直し、更新する。	「都心居住ガイド」を広島市ホームページにて公開	都市整備局住宅政策課
5	街路灯設置補助	夜間における犯罪発生の未然防止等のため、町内会等が街路灯を設置する場合、その経費について、補助を行う。	30年度実績：15灯 228,262円	道路交通局道路管理課
6	私道整備補助（通学路の整備補助）	地元が行う私道の整備のうち、通学路に指定されている私道の歩道部分の舗装新設工事、交通安全施設新設工事等に要する経費について、全額補助（補修工事の場合は2分の1補助）を行う。	30年度実績：2か所・1,020,000円	道路交通局道路管理課

## (3) 繁華街等地域に応じた環境改善

事業名	事業の内容等	実施結果	関係課等	
1	繁華街における安全・安心な環境づくり	「第3次流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり推進計画」に盛り込まれている「安全・安心な環境づくり」について、市民や関係団体と連携・協働しながら、施策の展開を図る。 ・継続性のある防犯活動の推進 ・防犯設備の充実 ・暴力団や違法風俗店の排除 ・客引き対策の推進	【安全・安心な環境づくりにおける主な取組】 ・毎月第2木曜日、リバークリーン作戦（流川・薬研堀地区の環境浄化作戦）実施時に、駐輪場利用促進を啓発するとともに、流川・薬研堀美化ピカ隊の清掃活動支援等を実施 ・地元・警察・関係団体等とともに協議のうえ、「第3次流川・薬研堀地区の健全で魅力的なまちづくり推進計画」を策定	市民局市民安全推進課

2 放置自転車対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放置規制区域を中心に、駐車駐輪指導員により、自転車等利用者に対する放置防止指導や駐輪場利用の案内を行うとともに、道路等に放置されている自転車等については撤去を実施する。</li> <li>・自転車のルール・マナーに関する啓発を行う。</li> </ul>	<b>自転車都市づくり推進課：</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放置自転車等撤去の実施のほか、駐車駐輪指導員による自転車等利用者等への放置防止の指導・啓発、小学生に対する自転車運転免許証の交付、中・高校生に対する自転車通学許可証の交付など自転車安全利用に関する啓発活動を実施</li> </ul> <b>全区：放置自転車の撤去を定期的実施</b> 30年度撤去台数：15,799台 <b>安佐北区地域起こし推進課：</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5月30日(水)にJR可部駅周辺、2月8日(金)に高陽高等学校にて、安佐北警察署、交通安全協会、交通安全運動推進隊、高校生などと街頭キャンペーン(チラシ、リフレクターやワイヤーロックなどの啓発物を配布)を実施</li> <li>・6月1日(金)及び2月1日(金)に区内大型スーパーなど15店舗に盗難防止を呼びかける放送を依頼</li> </ul>	市民局市民安全推進課 道路交通局自転車都市づくり推進課 各区地域起こし推進課 各区維持管理課
3 まちぐるみ非行防止活動	住民にとって、最も身近な行政機関である区役所が地域の特性や区の実情に応じて、区民とともにまちぐるみでの非行防止に関する取組を推進する。	<b>育成課：</b> 市内中心部において、県警察や関係機関と連携してイベント時を含めて定期的に街頭補導、声かけ、監視活動を実施 <b>中区：</b> 地域の防犯パトロール隊の活動支援として、パトロール用の資機材を提供 <b>東区内の学校・地域団体等へ、申請に基づき清掃道具を貸出し(平成30年度は二葉中学校)</b> <b>西区：</b> 11月10日(土)の西区青少年健全育成大会において啓発グッズを提供 <b>安佐南区：</b> 12月15日(土)・16日(日)の15時～17時を中心に、各地区地域団体と共に、主にコンビニエンスストアやJR各駅の周辺で学区統一パトロールを実施 <b>安佐北区：</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2月2日(土)に自主防犯パトロール研修会を実施し、機材や啓発物などを提供し、防犯活動や青少年の非行防止活動を支援</li> <li>・10月7日(土)に、安佐北警察署管内少年補導補助員連絡協議会、安佐北区青少年健全育成連絡協議会、安佐北警察署等と共催し、「青少年ふれあいコンサート～なくそう犯罪あさきた～」を区内の中学生等を中心に実施</li> </ul>	教育委員会育成課 各区地域起こし推進課
4 暴力団排除活動の推進	広島県暴力団排除条例(平成23年4月1日施行)及び広島市暴力団排除条例(平成24年4月1日施行)の規定に基づき、市民、事業者、関係機関等と連携を図りながら、暴力団排除を推進する。 また、県警や広島市暴力追放監視防犯連合会等と連携したパレードや決起大会による気運の醸成など、暴力団排除のための取組を行う。	・広島県暴力団排除条例と相互補完を図りながら、本市における暴力団排除を推進するため、広島市暴力団排除条例に基づき、本市の事務事業からの排除など、暴力団排除に関する施策を総合的に推進 ・広島県警察や広島市暴力追放監視防犯連合会等と連携し、12月3日(月)の本通り街頭パレードに参加 参加者：約800人	市民局市民安全推進課

#### 4 犯罪被害者等への支援体制づくり

##### (1) 支援活動の拡充

事業名	事業の内容等	実施結果	関係課等
1 暴力被害相談	暴力団等の介入や暴力が絡む債権取立て、商品の販売など、民事暴力に関する市民や企業からの相談に応じ、その解決方法を助言・指導するとともに、必要に応じて警察署等関係機関への連絡や法律相談の紹介等を行う。	暴力被害相談センターにおいて、各種相談業務を実施 ・電話相談・面接相談：月～金曜日 8:30～17:00 ・区役所巡回相談：毎月1回 13:00～15:00	市民局市民安全推進課
2 配偶者等からの暴力被害相談	配偶者暴力相談支援センターで、配偶者からの暴力被害に関する相談に応じ、情報提供、助言、関係機関との連絡調整等の援助を行う。 また、土・日・祝日においてはDV電話相談を実施し、情報提供、助言等の援助を行う。	・配偶者暴力相談支援センターにおいて、配偶者からの暴力被害に関する相談に応じ、情報提供、助言、関係機関との連絡調整等を実施 <電話相談・面接相談> 月～金 10:00～17:00(祝日・8/6・年末年始を除く) ・配偶者暴力相談支援センター休日DV電話相談において、配偶者からの暴力被害に関する相談に応じ、情報提供、助言等の援助を実施 <電話相談> 土・日・祝日 10:00～17:00(年末年始を除く)	市民局男女共同参画課
3 犯罪被害者等総合相談	犯罪被害者等からの相談や問合せに対し、庁内関係課の各種支援制度の案内を行うとともに、必要に応じて庁外関係機関・団体に関する情報提供や橋渡しなどを行う。	犯罪被害者等総合相談窓口において、犯罪被害者等に関する相談に対応 <電話相談・面接相談> 月～金曜日 8:30～17:15	市民局市民安全推進課
4 公益社団法人広島被害者支援センターへの活動支援	市民の犯罪被害者等支援意識の高揚と支援活動の充実を図るため、公益社団法人広島被害者支援センターへ負担金を交付する。	・支援センターの事業全体に対する助成を実施 ・平成30年度は、支援センターと共同で、被害者支援チャリティーコンサート・講演会を開催 12月1日(月)、参加者約150人	市民局市民安全推進課

5	市営住宅の入居等に関する支援	DV被害者世帯、DV被害者単身者及び犯罪被害者等（DV被害者を除く。）世帯について、市営住宅の入居抽選時に当選確率を2倍とする優遇措置を行い、また、上記世帯の居住の安定を図り、その自立を支援するため、市営住宅の一時使用許可を行う。	DV被害者世帯、DV被害者単身者及び犯罪被害者等（DV被害者を除く。）世帯について、市営住宅の入居抽選時に当選確率を2倍とする優遇措置を行い、また、上記世帯の居住の安定を図り、その自立を支援するため、市営住宅の一時使用許可を実施	都市整備局住宅政策課
6	広島市DV対策関係機関連絡会議	広島市域におけるDV関係機関相互の連携を図り、DVの防止から被害者への適切な支援の取組を推進する。（年1回開催予定（10～12月）） ・各関係機関の取組についての情報交換 ・DV対策についての研究協議 ・事例検討等	30年度：10月31日（水）開催	市民局男女共同参画課
7	DV防止啓発リーフレット等の配布	啓発リーフレット等を市民に配布し、DV防止のための啓発を行うとともに、相談窓口を周知する。	啓発リーフレット等を、関係行政機関、医療機関、スーパーマーケット等に送付し、配架を依頼するとともに、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせた街頭啓発活動において配布	市民局男女共同参画課
8	職員DV防止研修の実施	職員研修を実施することにより、DV被害者に対する理解と、二次的被害防止を図る。（年1回予定）	DV事案に精通した弁護士を講師に招き、DVの理解と支援についての研修会を10月10日（水）に実施	市民局男女共同参画課
9	民間シェルター支援	被害者の一時保護を行っている市内の民間シェルターに対して助成を行うことにより、DV被害者の安全確保及び相談・支援体制の整備を図る。	民間シェルターの安定した運営が図られるよう助成を実施	市民局男女共同参画課
10	被害発生時におけるワンストップ対応の実施	被害者の負担を軽減させるため、可能となる支援や必要な手続きについてサポートする。	性被害ワンストップセンターひろしまの実施状況について、実施主体の広島県県民活動課と情報交換を行うとともに、施設の広報・啓発を実施	市民安全推進課、関係課

## (2) 市民の理解の増進

事業名	事業の内容等	実施結果	関係課等
1 市民の理解及び配慮・協力の促進	犯罪被害者等が置かれている状況や生活の平穩の重要性等について周知するための広報や啓発事業等を実施し、市民の理解を深めていく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市が作成したリーフレットを始め、国や民間支援団体が作成した啓発用ポスターやリーフレットを市関係施設に配布</li> <li>11月26日（月）にJR広島駅南口広場において、民間支援団体や広島県等と共催で、「犯罪被害者支援」街頭キャンペーンを実施</li> <li>犯罪被害者等が置かれている状況などについて市民の理解を深めるために講演を実施 30年度：2月23日（土）減らそう犯罪中区民大会において講演</li> <li>市立図書館と共催で、犯罪被害者支援に関する啓発リーフレット等の資料を展示 中央図書館 11月10日（土）～12月3日（月） 中区図書館 12月11日（火）～12月27日（木） 東区図書館 2月1日（金）～2月17日（日）</li> </ul>	市民局市民安全推進課

重点的な取組（各局各課共通課題）

(1) 身近な犯罪等（自転車盗・万引き）や子ども・女性への犯罪の抑止

事業名	事業の内容等	実施結果	関係課等
<b>①身近な犯罪等（自転車盗・万引き）</b>			
1 少年サポートセンターひろしまの運営	非行防止対策を総合的かつ効果的に推進するため、市教委職員と県警職員とが常駐する少年サポートセンターひろしまにおいて、ワンストップで非行防止から立ち直り支援までの一貫した支援を行う。 また、少年サポートセンターひろしまの活動の一環として、問題行為少年の早期発見及び早期指導のため、青少年指導員による巡回、指導を実施する。	【青少年指導員による巡回・指導】 日時：通年（1回2時間程度、月2回以上） 場所：全小学校区 内容：街頭補導活動、青少年相談活動、地域環境浄化活動など 参加者：133地区で1地区6人以上	教育委員会育成課
2 自転車の施錠の徹底	自転車盗難の主な原因である無施錠の対策（ツーロックの啓発等）について、交通安全副読本やポケットサイズチラシを配布し、自転車販売店や駐輪場管理者とも協力した施策を行う。	市民安全推進課：市立中学校22校で開催した「犯罪被害等防止教室」において、盗難防止の注意喚起を実施。また広島県警やボランティア団体とともに、広島駅南口での街頭キャンペーンを開催し、チラシ、啓発グッズを配布 自転車都市づくり推進課：無施錠の対策（ツーロックの啓発等）について、交通安全副読本やポケットサイズチラシを配布	市民局市民安全推進課 自転車都市づくり推進課
3 万引きされない店舗づくりの推進	事業者に対して万引きされにくい店舗づくりの協力を要請する。	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会SS活動報告会（8/30）において、万引きされにくい店舗づくりなどについて意見交換	市民安全推進課

②子ども・女性

1 被害に遭いやすい世代・対象への不審者情報の提供	被害者となりうる女子大学生や深夜勤務の多い職種等に対する情報の提供強化	子どもと女性に対する不審者情報、犯罪情報を発信している広島市防災情報メールや県警メルマガ等の登録を促進	市民局市民安全推進課
2 対象者を特化した防犯講習会の開催	女子大学生や深夜勤務のある職種における研修など、対象者を特化した防犯講習会を開催する。	市民安全推進課：放課後児童クラブで実施した市政出前講座において、小学校低学年の生徒に対し不審者対応方法を指導（4施設） 南区：12月8日（土）開催の南区安全・安心なまちづくりフェスティバルにおいて、主に子どもを対象にした防犯クイズを実施 安佐北区：区内児童館において、安佐北警察署と連携して交通安全教室と併せて小学生を対象とした防犯教室を実施 佐伯区：2月22日（金）開催の「防犯講習会」において「防犯力UP～女性の防犯セミナー～」を実施	市民局市民安全推進課 各区地域起こし推進課

(2) 特殊詐欺被害の抑止

事業名	事業の内容等	実施結果	関係課等
1 特殊詐欺撲滅キャンペーンの実施	特殊詐欺の被害に遭わないよう、注意喚起を目的としたキャンペーンを行う。 懸垂幕の掲示や啓発物品の配布などにより意識の高揚を図る。	市民安全推進課：広島駅南口において、県警と共催で特殊詐欺被害防止キャンペーンを実施（10月1日）し、啓発チラシ・グッズを配布 全区：特殊詐欺の被害防止に関する懸垂幕を、地域安全運動期間となる10月に区役所において掲示	市民局市民安全推進課
2 金融機関等における特殊詐欺対策	預金の引き出しや振込みの場所となる金融機関等において、詐欺を防ぐための注意喚起を行う。	（金融機関が警察と連携して対策を講じている）	市民局市民安全推進課
3 高齢者を対象とした特殊詐欺対策	特殊詐欺被害の発端となる電話機に貼り付けることで、電話の際に詐欺を注意喚起することとなる手形POPを高齢者を中心に配布する。	より多くの方に広報できるよう手形POPに替えて、中国新聞折込を活用して特殊詐欺被害防止のチラシを新聞購読世帯に配布 30年度は西区の約4万世帯に配布	市民局市民安全推進課
4 高齢者等の消費者被害防止対策講座の開催	高齢者・障害者等の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、日常生活上必要な支援を行う支援者を対象に有識者を派遣し、支援者に対する講座及び障害者に対する啓発講座を開催する。 講師：消費生活アドバイザー等有識者 対象：区社会福祉協議会、ケアマネージャー、区障害者自立支援協議会等	ケアマネージャー等を対象に、消費生活専門相談員等を講師として派遣し、高齢者に多い消費者トラブルの事例や見守りの重要性等についての講習会を開催 30年度実績：18回	市民局消費生活センター
5 高齢者への消費生活相談周知事業	高齢者交通費助成制度に関するお知らせを送付する際に、消費生活センターの案内や高齢者のトラブル事例等を記載したチラシを同封し、高齢者の消費者被害の未然防止につなげる。	「高齢者いきいき活動ポイント事業」の対象者である70歳以上の高齢者約20万人へ、消費生活センターの案内や高齢者トラブル事例等を記載したチラシを送付	市民局消費生活センター

6	消費生活協力団体育成のための見守り講座	訪問介護支援事業者に対する見守り講座を実施して消費生活協力団体として育成し、消費者被害未然防止につなげる。	訪問看護事業者等に対し見守り講座を実施して消費生活協力団体として27団体に委嘱 30年度実績：2回（27団体）	市民局消費生活センター
7	配食サービスを利用した高齢者への情報提供事業	広島市高齢者配食サービス事業者に、消費者被害についてのチラシ等を提供し、高齢者（配食サービスを利用している65歳以上の高齢者のみの世帯）への配食の際に配付してもらうことで、高齢者の消費者被害の未然防止につなげる。	広島市高齢者配食サービス事業者を通じて、サービス利用者に高齢者の消費者被害についてのチラシ「広島市消費生活センターだより」を年6回、延べ21,850部配付	市民局消費生活センター
8	食材配達サービスを利用した消費者への情報提供事業	生協ひろしまに、一般向けの消費者被害についてのチラシ等を提供し、生協ひろしまの食材配達サービス事業を利用して市民へ食材と合わせて配付してもらうことで、地域住民に対して注意を促す。	生協ひろしまを通じて、サービス利用者に消費生活センターの案内や消費者トラブル事例等を記載したチラシ59,100部を配付	市民局消費生活センター
9	消費者安全確保地域協議会の設置	平成28年4月施行の「消費者安全法」に定める高齢者等の「消費生活上特に配慮を要する消費者」の消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止を図ることを目的とした「消費者安全確保地域協議会」を設置する。	平成31年1月29日に、広島市消費生活審議会に新たに消費者安全確保部会を設置（法律上の消費者安全確保地域協議会と位置付け）	市民局消費生活センター

### (3) 自主的・持続的にエリアマネジメントを実行する仕組みの構築

事業名	事業の内容等	実施結果	関係課等
1 若い世代の地域防犯活動団体への参画促進	若い世代（おやじの会の構成員やPTA、子ども会の経験者など）の地域防犯活動団体への参画促進について、あらゆる機会を通じてメッセージを発信し理解を求める。（5年計画）	南区地域起こし推進課：南区青少年健全育成連絡協議会、地域学校安全指導員との情報交換などの機会を通じて、若い世代の参画を促進 安佐北区地域起こし推進課：2月2日（土）には自主防犯パトロール研修会において、機材や啓発物などを提供し、防犯活動や青少年の非行防止活動を支援	各課
2 地域の安全に貢献する企業づくりの推進	地域の安全に貢献する企業づくり（従業員が地域防犯活動へ参画しやすい環境づくり）の推進について、あらゆる機会を通じてメッセージを発信し理解を求める。（5年計画）	南区地域起こし推進課：南区安全・安心なまちづくりフェスティバルなどの機会を通じて、地域の安全に貢献する企業づくりを推進	各課
3 あいさつ運動の推進	地域の特性を考慮し、日々日常的に行っているあいさつを通じて地域の連帯感を醸成するとともに、見守り活動においても積極的にあいさつ運動を推進する。	中区：7月を中心に各地区青少協が行うあいさつ運動用に啓発用ティッシュ及びのぼり旗を提供 南区：「子ども安全の日」のパトロール、交通安全キャンペーンなどの機会を通じて、あいさつ運動を推進 安佐南区：月に1校程度のペースで、小学校等において、地域団体と連携して、登校時のあいさつ運動を実施 安佐北区：11月22日の「子ども安全の日」の登校時において、6小学校と連携を図り、あいさつ運動を実施 安芸区：毎月22日に小学校の登下校時に合わせて通学路に立ち、見守り、あいさつを実施 佐伯区：毎月22日と2の付く日に青色回転灯付車両での防犯パトロールを行う際、小学校の下校時に合わせて通学路に立ち、見守り、あいさつを実施	市民局市民安全推進課 各区地域起こし推進課